

平成27年度
総合評価落札方式における
評価基準の見直しについて

平成26年8月
福井県土木部土木管理課

○ 「改正品確法」の目的

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律		▶H26.4.4 参議院本会議可決(全会一致)
＜背景＞	○ダンピング受注、行き過ぎた価格競争 ○現場の担い手不足、若年入職者減少	▶H26.5.29 衆議院本会議可決(全会一致)
	○発注者のマンパワー不足 ○地域の維持管理体制への懸念 ○受発注者の負担増大	▶H26.6.4 公布・施行
＜目的＞インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保		
☆ 改正のポイント：目的と基本理念の追加		
○目的に、以下を追加		
・ <u>現在及び将来の公共工事の品質確保</u> ・公共工事の品質確保の <u>担い手の中長期的な育成・確保の促進</u>		
○基本理念として、以下を追加		
・施工技術の維持向上とそれを有する者の <u>中長期的な育成・確保</u> ・適切な点検・診断・維持・修繕等の <u>維持管理の実施</u>		
・災害対応を含む <u>地域維持</u> の担い手確保へ配慮 ・ <u>ダンピング受注の防止</u>		
・ <u>下請契約を含む請負契約の適正化</u> と公共工事に従事する者の <u>賃金、安全衛生等の労働環境改善</u>		
・技術者能力の資格による評価等による <u>調査設計点検・診断を含む</u> の品質確保 等		

1 「若手担当技術者」常駐を評価

○「若手担当技術者」常駐に加点

ベテランの監理技術者等の下で、
40歳未満^(※1)の1級国家資格^(※2)を持った若手技術者
（「若手担当技術者」という。以下、同じ）
を常駐させると、当該工事において加点します。
（0.5点）

※1 当該工事の入札公告日が属する年度の4月1日時点の年齢で判断する。

※2 建設工事の種類ごとに保有する一級国家資格は異なる。（下記のとおり）

「土木一式」「法面処理」「鋼構造物」「ほ装」・・・1級土木施工管理技士

「建築一式」・・・1級建築士 または 1級建築施工管理技士、「電気」・・・1級電気工事施工管理技士

「管工事」・・・1級管工事施工管理技士、「造園」・・・「1級造園施工管理技士」

「機械器具設置」「電気通信」・・・不要（ただし、当該建設工事の主任技術者となる資格を有すること）

※3 「若手担当技術者」と「現場代理人」は、兼務できる。

○「若手担当技術者」の施工経験

「若手担当技術者」の施工経験は
「監理技術者等」の施工経験と同等とみなします。

すなわち、次回の入札において、

- ①監理技術者等の入札参加資格要件として認める
- ②監理技術者等の経験として総合評価加点の対象となります。

※ 従来の「担当技術者制度」では3件の経験が必要でしたが、条件を緩和し
平成27年4月公告案件より、1件の経験で可 とします。
(従前の担当技術者の経験も1件で可 とします。)

なお、平成27年度より、制度の名称を「若手担当技術者制度」に変更します。

2 県産品・県内企業活用の推進

○「県産品活用」および「県内企業活用」に加点

- ①当該工事の主要資材に県産品^(※1)を活用
- ②当該工事をすべて県内企業で施工^(※2)

上記①②を両方満たすものに、加点(0.5点)

※1 県外品しかない品目を除く

※2 県内企業が自社施工または県内企業に下請(すべての下請次数が対象)
ただし、県外企業しか施工できない工種を除く

(注)詳細については、後日ホームページ等でお知らせします。